

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律に基づく基金についての文部
科学大臣の答弁に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年九月三十日

森 まさこ

参議院議長 西岡武夫殿

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律に基づく基金についての文部

科学大臣の答弁に関する質問主意書

一 平成二十三年九月二十八日の参議院予算委員会において、私の質問に対して、中川正春文部科学大臣は、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律に基づく基金について「同法に基づく基金において当初想定していた事業は実施済み又は実施予定である」と答弁した。

しかし、福島県原子力被災者・子ども健康基金と、同法の基金との違いについては、同法の国会審議において発議者から答弁があつたとおりであり、中川大臣の答弁は誤りである。政府はこの答弁を訂正させるべきであると考えて、政府の見解を明らかにされたい。

二 同じく平成二十三年九月二十八日の参議院予算委員会において、私の質問に対して、中川正春文部科学大臣は、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律に基づく基金について、「福島県から当該基金を活用する要望を受けてはいない」と答弁したが、事実と異なると思われる。事実関係を調査し、正確に答弁を訂正させるべきであると考えて、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

